

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社福谷建設
主たる営業所の所在地	兵庫県加古川市
許可番号	兵庫県知事（般特－４）第 401592 号
許可を受けている建設業の種類	土、建、と、舗、し、塗、造、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 10 日
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全部2 期間 令和 6 年 4 月 26 日から令和 6 年 4 月 28 日までの 3 日間
処分の原因となった事実	<p>株式会社福谷建設の元役員は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により、罰金刑に処せられ、令和 3 年 5 月 14 日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第 1 項第 3 号に該当する。</p>